

証券コード 6345

2022年6月17日

# 株主各位

埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10

株式会社 **アイチ** コーポレーション

取締役社長 山岸 俊哉

## 第74回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第74回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第74期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第74期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。

## 決議事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は、変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u><u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p data-bbox="266 163 362 190">附 則</p> <p data-bbox="96 250 535 317">(監査役の責任免除等に関する経過措置)</p> <p data-bbox="127 335 512 616">当社は、2018年6月開催の第70回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p data-bbox="87 635 526 958">2 2018年6月開催の第70回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、当該行為に関する限り、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。</p> <p data-bbox="87 967 535 1040">3 <u>本附則</u>は、2028年6月20日をもって削除する。</p>	<p data-bbox="728 163 824 190">附 則</p> <p data-bbox="560 250 999 317">(監査役の責任免除等に関する経過措置)</p> <p data-bbox="548 335 994 616"><u>第1条</u> 当社は、2018年6月開催の第70回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p data-bbox="551 635 990 958">2 2018年6月開催の第70回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、当該行為に関する限り、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。</p> <p data-bbox="564 967 967 1040">3 <u>本条</u>は、2028年6月20日をもって削除する。</p>

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、山岸俊哉氏、山本秀男氏、安齋光一氏、佐々木卓夫氏の4名が選任され、それぞれ就任いたしました。

**第3号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、高月重廣氏、東上清氏、川西拓人氏、青沼健二氏の4名が選任され、それぞれ就任いたしました。

以 上

---

なお、本総会終了後開催されました取締役会において、取締役社長（代表取締役）に山岸俊哉氏が選定され、就任いたしました。